農村産業法の概要

【対象地域】

農業振興地域、振興山村、過疎地域を含む市町村 (三大都市圏の市町村及び人口20万人以上の市等を除く。)

【手続き】

主務大臣:農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣

<u>主務大臣が基本方針</u>を策定

(関係行政機関へ協議)



都道府県知事が基本計画を策定

(主務大臣に協議・同意)



市町村が実施計画を策定

(都道府県知事に協議・同意)

〇参考:地域未来投資促進法

国の基本方針(第3条)



主務大臣による同意

都道府県・市町村の基本計画(第4条)



都道府県による同意

市町村の土地利用調整計画(第11条)



都道府県による承認

事業者の地域経済牽引事業計画(第13条)

【支援措置】

土地利用上の措置

- 農地法の農地転用の特例
- 農振法の農用地区域から の除外の特例

(第13条)

税制上の措置

個人が産業用地に供するものと して農用地等を譲渡した場合の 所得税の軽減

(800万円を上限とする特別控除)

(第7条)

金融上の措置

(株)日本政策金公庫による融資

(第8条)

※重点促進区域の設定

- 予算上の支援(農山漁村振興交付金)、税制上の支援(中小企業投資促進税制等)の関連施策の活用を推進。
- 支援措置の活用を推進するため、地方公共団体、事業者等に情報提供、 相談等を行う窓口を本省及び地方農政局に設置。